

船橋市多様な集団活動利用支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第1項第4号の規定に基づく地域子ども・子育て支援事業として、小学校就学前の子どもを対象とした、地域において重要な役割を果たしている多様な集団活動事業を利用する幼児にかかる利用料に関する支援を行うことにより、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象施設等 船橋市多様な集団活動利用支援事業費補助金の対象施設等に関する取扱い要綱（以下「対象施設等に関する取扱い要綱」という。）第4条に規定する決定を受けた施設をいう。

(2) 利用料 対象施設等に在籍する全ての幼児に対して提供する集団活動に対して、対象施設等が保護者から徴収する費用をいう。ただし、以下の費用を除くものとする。

ア 入園料

イ 施設整備費

ウ 延長利用または預かり保育の利用料

エ 日用品、文房具その他保育に必要な物品の購入に要する費用

オ 行事への参加に要する費用

カ 食事の提供に要する費用

キ 通園する際に提供される便宜に要する費用

ク その他、提供される保育に要する費用のうち、保育の提供を受けらるうえて通常必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの

(3) 対象幼児 当該利用日の属する月の初日に対象施設等に在籍し、かつ市内に居住し、住民基本台帳に登録されている者のうち、対象施設等を1日4時間以上、週5日以上、年間39週以上利用する満3歳以上の小学校就学前の幼児（週5日未満の利用でも、年間利用日数が、週5日、年間39週を利用する場合と同等程度である場合は対象とする。）をいう。ただし、次のいずれかに該当する者は除くものとする。

ア 法第11条に規定する子どものための教育・保育給付を受けている者の子ども

イ 法第30条の11に規定する施設等利用費の給付を受けている者の子ども

ウ 法第59条の2に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、企業主導型保育事業を行う施設を利用している者

エ 船橋市認可外保育施設通園児補助金及び船橋市認証保育所通園児補助金の交付を受けている者の子ども

(4) 保護者 対象幼児の親権者、後見人その他の者で、対象幼児を現に監護している者をいう。

(対象費用)

第3条 補助金の対象となる費用は、対象幼児の保護者が対象施設等に支払う利用料とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、保護者が現に対象施設等に支払った月額の利用料と対象施設等に関する取扱い要綱第6条に規定する給付基準額のいずれか少ない額とする。

(補助金の申請等及び決定通知)

第5条 補助金の給付を受けようとする保護者は、市長が指定する日までに、船橋市多様な集団活動利用支援事業費補助金申請書（第1号様式）及び船橋市多様な集団活動利用支援事業利用証明書兼領収証（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、給付の可否を決定し、その旨を船橋市多様な集団活動利用支援事業費補助金給付可否決定通知書（第3号様式）により、当該申請をした者に通知する。

3 対象施設等は市長が指定する日までに、四半期毎の対象幼児名簿（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(給付の方法)

第6条 補助金は、保護者から指定された金融機関の口座へ、船橋市から直接振り込むことにより給付するものとする。

(給付決定の取消し)

第7条 市長は、保護者または対象施設等が偽りその他不正な手段により、保護者が補助金の給付決定を受けたと認めるときは、給付決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の給付決定を取り消したときは、船橋市多様な集団活動利用支援

事業費補助金給付決定取消通知書（第4号様式）により保護者に通知する。

（補助金の返還）

第8条 市長は、前条の規定により補助金の給付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に支給されているときは、保護者に対し当該補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（補助金に関する報告等）

第9条 市長は、補助金の給付に関し必要があると認めるときは、補助金の給付決定を受けた保護者又は代理人に対し報告を求め、または調査することができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、令和3年8月20日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

（経過措置）

第2条 市長は第2条第1項の規定にかかわらず、対象施設等に関する取扱い要綱第5条第2項及び第3項により対象施設等の決定が取り消された場合、同項に該当することとなった年度以前から当該施設等に在籍する対象幼児については、継続して当該施設等を利用する期間について補助金の給付することができる。

附 則

この要綱は、令和4年5月23日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

船橋市多様な集団活動利用支援事業費補助金申請書

船橋市長 あて

<p>【申請にあたって同意いただく事項】</p> <p>1. 決定にあたって必要な範囲内で、申請者の幼児が通園する施設等有する学齢簿の類、徴収金台帳等を船橋市が閲覧及び調査すること。</p> <p>2. 申請内容や同意して得た情報を給付金受給資格審査、給付金額の算定、その他の附帯業務のために船橋市が利用すること。</p> <p>3. 要綱に規定する内容を遵守すること。</p>
--

以上のことに同意し、以下のとおり申請します。

1. 申請（請求）者について記入してください。

申請者	フリガナ		申請 幼児 との 続柄	1父 2母 3その他()	現 住 所	〒	—
	氏名						
	電話番号		<input type="checkbox"/> 父携帯 <input type="checkbox"/> 母携帯 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他()				

2. 申請幼児について記入してください。

申請 幼児	フリガナ		生年月日	年	月	日
	氏名					

3. 利用した施設等について

施設・事業名	
--------	--

4. 利用状況について

対象月		利用料	対象月		利用料
1期	4月	円	3期	10月	円
	5月	円		11月	円
	6月	円		12月	円
2期	7月	円	4期	1月	円
	8月	円		2月	円
	9月	円		3月	円

船橋市多様な集団活動利用支援事業利用証明書兼領収証

施設担当者の方がご記入ください。
また、証明内容について、市より証明者（または記入者）に問い合わせることがあります。

保護者	フリガナ		子どもとの 続柄
	氏名		

子ども	フリガナ		生年月日
	氏名		年 月 日

月額基準額	円
-------	---

利用月	週の契約利用日数	契約利用時間	領収した利用料	領収したその他費用
年 月	日／週	: ~ :	円	円
年 月	日／週	: ~ :	円	円
年 月	日／週	: ~ :	円	円

上記のとおり、利用幼児の契約内容及び利用料の領収について証明します。

所在地

施設・事業所の名称

年 月 日

代表者（証明者）

記入者

年 月 日

船橋市多様な集団活動利用支援事業費補助金給付可否決定通知書

様

船橋市長

年 月 日付けで申請のあった多様な集団活動事業の利用支援事業費補助金の給付については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 給付する。 給付決定額 円

内 訳

児童名：

対象月	給付額	対象月	給付額
4月	円	10月	円
5月	円	11月	円
6月	円	12月	円
7月	円	1月	円
8月	円	2月	円
9月	円	3月	円
		合計	円

2. 給付しない。

理由

年 月 日

船橋市多様な集団活動利用支援事業費補助金給付決定取消通知書

様

船橋市長

年 月 日付けで決定した多様な集団活動事業の利用支援事業費補助金の給付について、次の理由により取り消しましたので、船橋市多様な集団活動事業の利用支援事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき通知します。

申請者（保護者）の氏名	
申請者（保護者）の住所	
申請幼児の氏名 及び生年月日	年 月 日生
取消年月日	年 月 日
取消の理由	
備考	

